

★ News 平成 28 年度『税制改正法』成立



平成 28 年度税制改正『所得税法等の一部を改正する法律案』は平成 28 年 3 月 29 日参院本会議で可決成立し、3 月 31 日公布、4 月 1 日施行されました。法人税率の段階的引下げ、消費税関係では軽減税率の導入等、多くの改正がもりこまれています。(→田中会計事務所ニュース 1 月号

「平成 28 年度税制改正大綱の概要」)

■ 法人税率の段階的引下げ

* 普通法人の税率を、現行：23.9% ⇒ 平成 30 年度：23.2%とする。

* 平成 28 年 4 月 1 日～平成 30 年 3 月 31 日までの間に開始する事業年度は、税率 23.4%とする。

■ 消費税の軽減税率制度の創設

対象品目

- ①酒類及び外食を除く飲食料品
- ②新聞の定期購読料

* 平成 29 年 4 月、消費税率引上げ時(10%)に軽減税率(8%)を導入する。

■ 扶養控除等申告書等への個人番号(マイナンバー)の記載の特例

平成 28 年度税制改正で、個人番号(マイナンバー)の記載を要する税務関係書類について見直しが行われ、「給与所得者の扶養控除等(異動)申告書」については次のとおりとされました。

扶養控除等申告書を提出する本人・控除対象配偶者・扶養親族等の個人番号(マイナンバー)

* 給与の支払者が、提出する本人・控除対象配偶者・扶養親族等の個人番号(マイナンバー)を記載した別の帳簿を備えているとき

* 平成 29 年分以後個人番号(マイナンバー)の記載を要しない。

* 平成 28 年分については、扶養控除等申告書の余白に、
 ・本人が「個人番号については給与支払者に提出済みの個人番号と相違ない」旨を記載し、
 ・給与支払者が、帳簿の個人番号と「確認した」旨を表示すれば、個人番号(マイナンバー)記載は不要。

■ 空き家に係る譲渡所得の特別控除の特例

* 居住用家屋を譲渡(売却)した場合の譲渡所得に係る 3000 万円特別控除(一定の要件あり)が、相続による空き家(被相続人独居)の売却にも、一定の要件を満たした場合、適用される。

■ 通勤手当の非課税限度額の引上げ

* 通勤手当の非課税限度額の上限額が 10 万円から 15 万円に引上げられ、平成 28 年 1 月 1 日以後に支払われるべき通勤手当に適用される。

* 平成 27 年 12 月 31 日以前に支払われたもの、平成 27 年 12 月 31 日以前に支払われるべき通勤手当で、平成 28 年 1 月 1 日以後に支払われるものには適用されない。

★ Memo 雇用保険料率の変更

「雇用保険法」の改正案が平成 28 年 3 月 29 日国会で可決成立し、平成 28 年 4 月 1 日～平成 29 年 3 月 31 日までの雇用保険料率が引き下がります。

〒462-0844 名古屋市北区清水 2-19-9

田中会計事務所 税理士 田中育雄

TEL052-915-8902 FAX 052-911-8259

<http://www.tanakaaccountingfirm.jp/>